

告 示 第 5 4 0 号

令和 6 年 4 月 2 3 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託企画提案競技参加者の資格について（公告）

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託企画提案競技に参加する者に必要な資格を下記のとおり定めたので公告します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申込書等を提出してください。

記

1 企画提案競技に付する委託業務名等

(1) 業務名

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託

(2) 業務概要

本市が令和 6 年 3 月に策定した「鹿児島市新学校給食センター整備基本計画」に基づき整備する学校給食センターについて、効率的かつ効果的な施設整備と事業運営のため、PFI 等の手法（以下「民活手法」という。）を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、様々な整備・運営手法（以下「事業手法」という。）を比較検討の上、民活手法の導入による効果や課題を整理し、最適な事業手法を選定する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 資格要件

次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者でないこと。

- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (5) 本公告の日（以下「公告日」という。）以降に、本市から指名停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (6) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 納期の到来している法人市（町・村）民税（特別区にあつては、法人都民税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (8) 法人格を有する者であること。
- (9) 平成26年度以降において、学校給食センターの整備に係る民活手法導入可能性調査や検討支援業務等を元請として受託した実績を有すること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

公告日から令和6年5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。郵送の場合は、令和6年5月10日（金）必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 受付場所

7に同じ。

(4) 提出書類

別に定める鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領6(1)及び(2)に定めるとおり

(5) 提出部数

各1部

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

4 注意事項

- (1) 申請書は、公告日現在で作成すること。
- (2) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (3) 企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年5月15

日（水）までに電子メールと文書により通知する。

5 企画提案競技実施要領等に関する説明会

(1) 日時

令和6年4月25日（木）午前11時から

(2) 場所

鹿児島市教育総合センター2階女性会館第1・第2研修室

6 その他

鹿児島市学校給食センター整備運営に係る事業手法選定等支援業務委託契約に係る参加申込書等の情報は、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

7 問い合わせ先

〒892-0816

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課学校給食係（鹿児島市教育総合センター1階）

電話 099-227-1989（直通）

ファックス 099-227-1923

ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

電子メール hotai-kyushoku@city.kagoshima.lg.jp